

23林政経第326号
平成24年2月24日

各都道府県林産担当部長 殿
日本特用林産振興会会長 殿
社団法人全国燃料協会会長 殿
全国木炭協会会長 殿
日本煉炭工業会会長 殿
日本オガ炭生産者協議会会長 殿
炭やきの会会長 殿
全国森林組合連合会代表理事会長 殿
社団法人全国木材組合連合会会長 殿
全国素材生産業協同組合連合会会長 殿

林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

調理加熱用の薪及び木炭の安全確保について

このことについては、「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）、「『調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年11月18日付け23林政経第244号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）及び「調理加熱用の薪及び木炭の安全確保について」（平成24年1月19日付け23林政経第278号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、当面の指標値を超える調理加熱用の薪及び木炭が生産、流通、使用されることのないよう、薪及び木炭の生産者や流通関係者に御周知・御指導いただくとともに、薪及び木炭の検査について御尽力いただいているところです。

また、環境省においても、薪ストーブ等の灰の取扱いについて「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」（平成24年1月19日付け環廃対発第120119001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）により周知がなされているところです。

こうした中、本日、環境省において、東北関東地方の8県において家庭で保管されていた薪及び灰等の放射性物質濃度に関する調査結果が公表され、高濃度の薪及び灰の検出事例がみられたところです。

つきましては、再三にわたるお願いで恐縮ですが、貴職におかれては、当面

の指標値を超える薪及び木炭が生産、流通、使用されないよう、改めて周知徹底願います。

なお、本日付で、環境省から関係県廃棄物担当部局に対し、別添のとおり「薪ストーブ等に使用する薪及びその使用に伴い発生する灰の取扱いについて」(平成24年2月24日付け事務連絡環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が通知されていますので、併せて御了知ください。

問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産指導班、特用林産企画班
代表 03-3502-8111 (内線6086)
ダイヤル 03-3502-8059